

令和3年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 錦総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		須万地第2集会所		
施設の所在地		岩国市錦町広瀬1221番地1		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。		
指定管理者	名称	錦町自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
地域の団体、自治会等の集会室利用 基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用者数 86人、利用件数 11件

令和3年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 錦総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		明町集会所		
施設の所在地		岩国市錦町深川2021番地		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。		
指定管理者	名称	錦町自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
地域の団体、自治会等の集会室利用 基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用者数 6人、利用件数 1件

令和3年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美川支所 地域振興班

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		高ヶ原多目的集会所ほか12施設 (わかば台清流会館、下河内集会所、愛宕自治会館、高野自治会館、久保集会所、友廻多目的集会所、美川原集会所、門前自治会館、須多田自治会館、竹ノ爪多目的集会所、小壁多目的集会所、市ヶ原自治会館)		
施設の所在地		岩国市美川町四馬神2160番地1ほか		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、岩国市集会所を設置する。		
指定管理者	名称	美川自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		①集会所の施設利用許可に関する業務 ②集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 ア 敷地内(施設を含む)の清掃(日常・定期)に関すること。 イ 設備の部品等の交換に関すること。 ウ 敷地内の美観整備に関すること。 エ 施設及び設備の異常を確認した際は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市に報告すること。 ③その他集会所の設置目的を達成するために必要な業務。		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
管理業務仕様書に基づき、おおむね適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
年間利用件数:136 年間延べ利用者数:969